

大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2. 業務の目的

「大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、令和8年度に計画期間が満了する現行計画を改定し、令和9年度から令和11年度までの3年間の計画として策定するものである。

計画の策定にあたっては、日常生活圏域ごとに高齢者の実態、課題及びサービスニーズを把握し、現行計画における事業成果や本市の課題の分析を踏まえ、奈良県の地域医療構想との整合性を確保しつつ、本市の上位計画との調和を図り、2040年を見据えたサービス基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防施策の充実、認知症施策の推進といった課題に対応した施策を立案する必要がある。

本業務は、かかる趣旨を踏まえ、専門的な知見や分析等の技術を有する民間事業者による企画・提案等の支援を受けることにより、本市における高齢者施策の基本的な計画として、高齢者にかかる課題や介護保険サービスに対するニーズに対応し、地域包括ケアシステムの推進を図ることにより、地域共生社会の実現に向けた計画策定に資することを目的とするものである。

また、本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65条）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

3. 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月22日

4. 業務内容

（1）現状の分析

- ① 現行の高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の施策内容等を評価分析し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性を検討
- ② 地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、国保連合会の給付実績情報を活用した事業所別給付動向の分析、個人別認定結果の重度化の分析、提供月を基本とする生活援助の利用者数・回数・単位数の動向分析
- ③ 国、都道府県、他市の保険者等との比較や課題の抽出

（2）人口推計及びサービス見込量・保険料の設定支援

- ① 人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計（市全体及び日常生活圏域単位）
- ② 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護給付費対象サービス等の見込

量の算出

- ③ 国や都道府県への②の報告支援
- ④ ②を踏まえた保険料の設定の提案及び保険料の決定時までの修正対応

(3) 計画の策定

計画の策定にあたっては、介護保険制度等の改正内容等を踏まえるとともに、国や都道府県の策定指針内容等を盛り込むこと。

- ① 計画の基本的視点、具体的施策・事業の展開案
- ② 本市で実施する在宅介護実態調査の調査結果入力、集計、現状分析等
- ③ 事業所を対象とする調査の支援、集計や現状分析等
- ④ 実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を生かした計画策定及び施策の提案
- ⑤ 2040年を見据えた地域包括ケアシステム構築についての検証や助言
- ⑥ 国・都道府県の認知症政策推進計画に基づく、認知症施策推進計画案の作成
- ⑦ 計画書の設計(構成)、計画骨子案の作成、計画素案の作成、計画成案の作成、取りまとめ等

(4) 審議会等の運営支援

- ① 事務局や内部検討委員会との打合せ(随時)
- ② 審議会等への出席及び審議会会議録の作成
- ③ 審議会等の会議資料作成

(5) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントでの意見を整理・集約し、必要に応じて計画素案に反映する。

(6) 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金評価指標の円滑な進捗管理支援

5. 業務体制

- (1) 業務責任者を必ず1名定め、業務責任者や実務担当者が不測の事態により業務の遂行が困難となった場合には、前任者と同程度の能力を持つ人員を従事させ常に欠員が出ない業務体制をとること。

- (2) 「4. 業務内容(4) 審議会等の運営支援」について、業務責任者または業務担当者は、本市から出席等の要望があった場合は支援できる体制をとること。

6. 成果品

- (1) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画書(本編)の製本
A4縦判、表紙及び市長挨拶ページ中の市長の顔写真はカラー刷り、本文2色刷り、120ページ程度、120部

(2) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画書（概要編）の製本

A4縦判、表紙及び本文2色刷り、20ページ程度、120部

(3) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画書（本編・概要編）の作成に要した原稿及びデータ一式

7. その他

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、受託者は介護保険課や地域包括ケア推進課をはじめとする関係各課との連携（会議等への出席や助言）を密にすること。

(2) 本市の上位計画となる地域福祉計画との整合性を図り、総合戦略やまちづくり指針等の関連する内容についても基本方針や重点取組等を把握し、施策の方向性について整合を図ること。

(3) 厚生労働省、奈良県等から情報を早期に入手し、コンサルティングにあたること。

(4) 単なる数の推計や保険料の算定にとどまらず、今後、本市が抱かえる課題を十分に分析し戦略を提案すること。

(5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。